

令和元年度 特別支援教育に関する調査結果について

1 学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当し特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査

(1) 調査対象

市区町村教育委員会

(2) 調査時点

令和元年 5 月 1 日現在

(3) 主な調査事項

- ① 令和元年度小学校・特別支援学校就学予定者（新第 1 学年）として、平成 30 年度に市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当すると判断された者の就学指定先等
- ② 学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する在籍者数

(4) 調査結果の主な概要

令和元年度の小学校及び特別支援学校就学予定者（新第 1 学年）として、平成 30 年度に市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった人数は 62,442 人（前年度 57,444 人）である。そのうち市区町村教育支援委員会等により学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当すると判断された人数は 10,887 人（前年度 10,300 人）であり、就学指定先が特別支援学校であった人数は 8,003 人、小学校であった人数は 2,835 人である。

2 教育と福祉の連携に関する調査

(1) 調査対象

市区町村教育委員会

(2) 調査時点

令和元年 9 月 1 日現在

(3) 主な調査事項

- ① 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置状況
- ② 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度について周知する機会の提供状況
- ③ 障害のある子供に関する就学先決定を含む教育支援及び放課後等デイサービスなどの福祉制度に関する情報や相談窓口が分かる保護者向けハンドブックの作成状況

(4) 調査結果の主な概要

教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」を設置している市区町村は 56.6% であり、設置予定である市区町村は 11.7% である。

関係構築の「場」を設置していると回答したもののうち、参加者の所属は、福祉関係機関（行政）が 93.3% で最も高く、次いで放課後等デイサービス事業所など障害児通所支援事業所が 78.9%、保健関係機関（行政）が 70.7% である（※複数回答可）。また、小・中学校や特別支援学校の校長会、教職員の研修会等において、学校の教職員等に対し、放課後等デイサービスなどの障害のある子供に係る福祉制度について周知する機会を設けている市区町村は 46.4%、設ける予定である市区町村は 25.1% である。

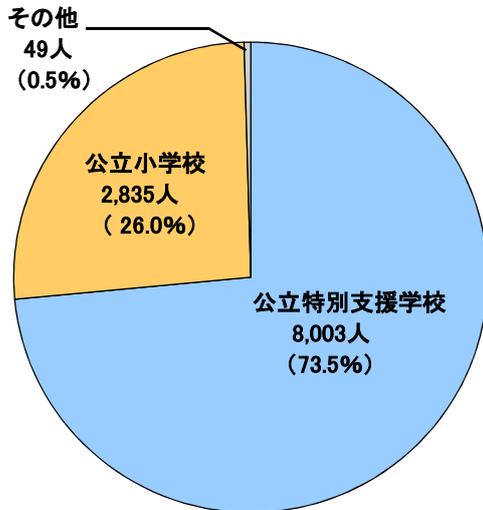
さらに、障害のある子供に関する就学先決定を含む教育支援及び放課後等デイサービスなどの福祉制度に関する情報や相談窓口が一目で分かるような、保護者向けハンドブックについて、作成、配布している市区町村は 33.7%、作成しているが、配布していない市区町村は 3.5%、現在検討、作成中である市区町村は 18.2%である。

一方、ハンドブックの作成予定はないと回答した市区町村にその理由を尋ねると、作成は必要であるものの予算的、人的要因により作成予定がないが 36.0%と最も高い。次いで、就学等教育支援、福祉制度、それぞれ別のハンドブックを作成し、配布しているため内容が一つにまとまったハンドブックを作成する必要はないと回答した市区町村が 20.6%、HP や WEB 上で、就学等教育支援、福祉制度それぞれの情報が閲覧できるため、内容が一つにまとまったハンドブックを作成する必要はないが 11.9%である。

3 調査結果

(1) 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査

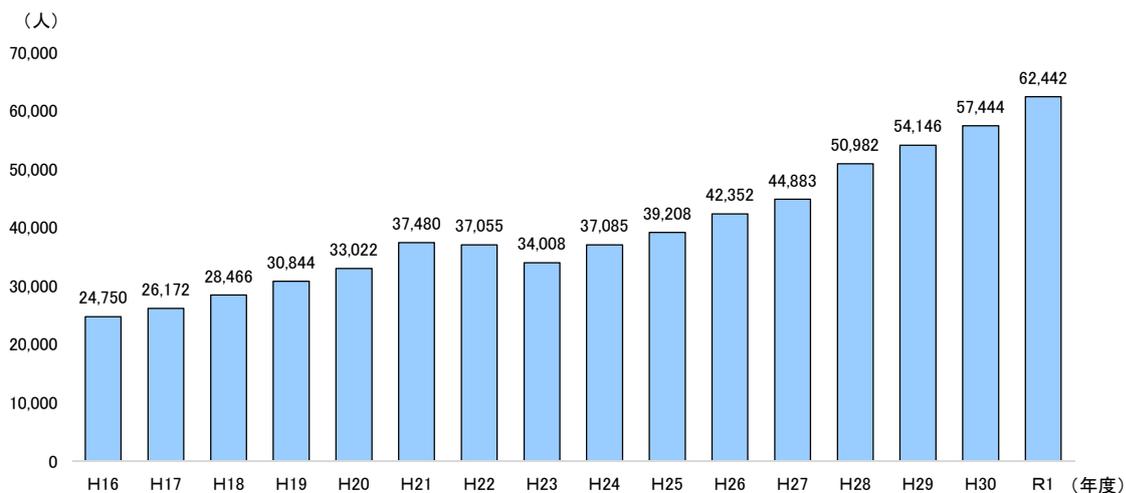
- ① 令和元年度小学校・特別支援学校就学予定者(新第1学年)として、平成30年度に市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された者の就学指定先等



令和元年度小学校・特別支援学校就学予定者(新第1学年)として、平成30年度に市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった人数は62,442人。そのうち10,887人が学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された。

※「市区町村教育支援委員会等」には、名称が「教育支援委員会」や「就学指導委員会」以外であっても、児童生徒の教育的ニーズをきめ細かく把握し、これを就学先の決定に反映するため、また、その後の一貫した支援を行うための調査・審議機関を含む。

(参考) 小学校・特別支援学校就学予定者(新第1学年)として市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった人数の推移



※平成23年度実施調査においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市においては調査を実施していない。また、東京都においては調査への回答が得られなかった自治体がある。

(参考) 平成26年度以降の状況

	公立特別支援学校への就学を指定		公立小学校への就学を指定	
平成26年度	6,341 ^人	(73.3%)	2,274 ^人	(26.3%)
平成27年度	6,646	(65.8%)	3,420	(33.8%)
平成28年度	6,704	(68.2%)	3,079	(31.3%)
平成29年度	7,192	(70.0%)	3,055	(29.7%)
平成30年度	7,429	(72.1%)	2,817	(27.3%)
令和元年度	8,003	(73.5%)	2,835	(26.0%)

※()内は、市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された人数に占める割合。

② 学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数

ア 学級種別在籍者数

(令和元年5月1日現在)

	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
小学校	15,858 人 (92.2%)	1,344 人 (7.8%)	227 人 (1.3%)	17,202 人
中学校	4,914 (87.2%)	724 (12.8%)	76 (1.3%)	5,638

※()内は学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(小学校17,202人、中学校5,638人)に占める割合。

イ 障害種別在籍者数

(令和元年5月1日現在)

小学校	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
視覚障害	155 人 (0.9%)	90 人 (0.5%)	22 人 (0.1%)	245 人 (1.4%)
聴覚障害	300 (1.7%)	256 (1.5%)	177 (1.0%)	556 (3.2%)
知的障害	12,756 (74.2%)	547 (3.2%)		13,303 (77.3%)
肢体不自由	957 (5.6%)	276 (1.6%)	24 (0.1%)	1,233 (7.2%)
病弱	666 (3.9%)	149 (0.9%)	1 (0.0%)	815 (4.7%)
重複障害	1,024 (6.0%)	26 (0.2%)	3 (0.0%)	1,050 (6.1%)

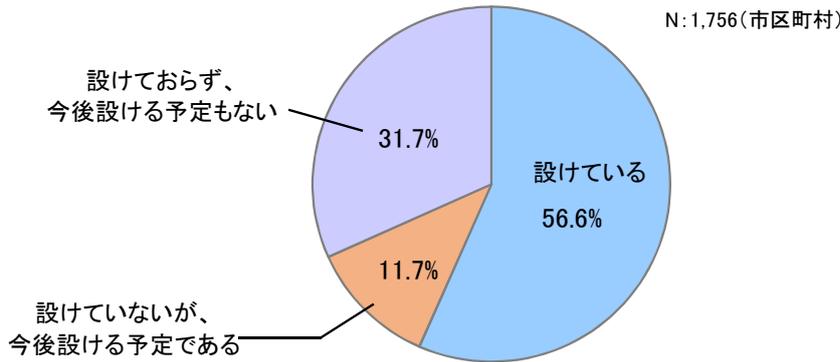
中学校	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
視覚障害	49 人 (0.9%)	52 人 (0.9%)	4 人 (0.1%)	101 人 (1.8%)
聴覚障害	99 (1.8%)	116 (2.1%)	56 (1.0%)	215 (3.8%)
知的障害	4,013 (71.2%)	277 (4.9%)		4,290 (76.1%)
肢体不自由	265 (4.7%)	145 (2.6%)	12 (0.2%)	410 (7.3%)
病弱	227 (4.0%)	121 (2.1%)	2 (0.0%)	348 (6.2%)
重複障害	261 (4.6%)	13 (0.2%)	2 (0.0%)	274 (4.9%)

※複数の障害を有する者については、重複障害として計上。なお、本調査における重複障害とは、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害を併せ有する者とする。

※()内は学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(小学校17,202人、中学校5,638人)に占める割合。

(2)教育と福祉の連携に関する調査

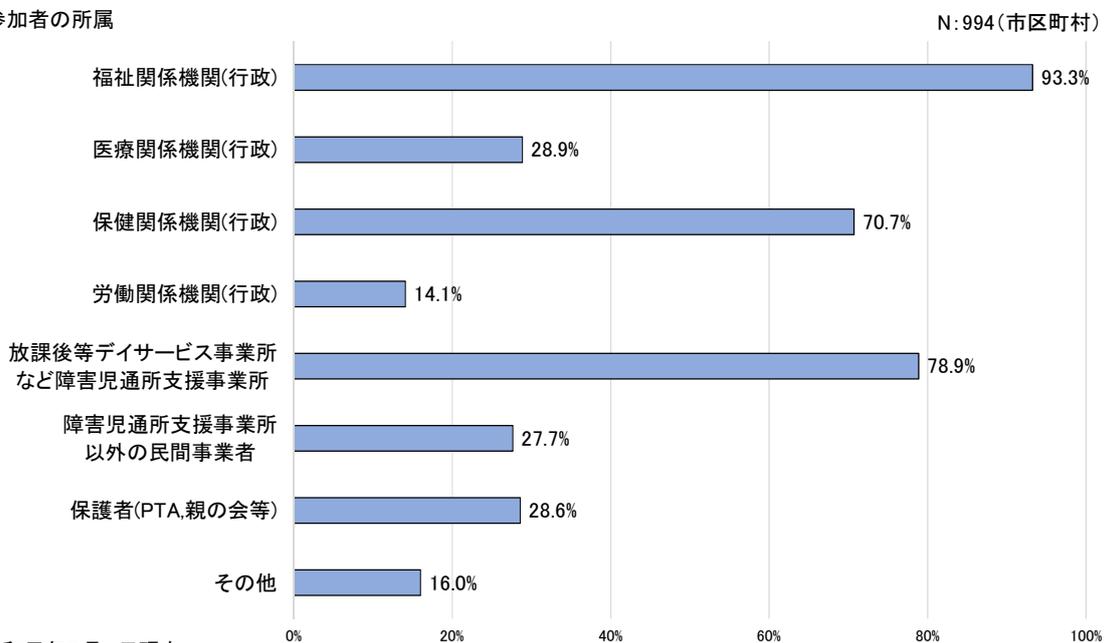
① 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置状況
ア 設置状況



※令和元年9月1日現在。

※圏内における共同設置等市区町村単独の開催でないもの及び教育委員会以外の関係機関(行政)主催のものを含む。

イ 参加者の所属

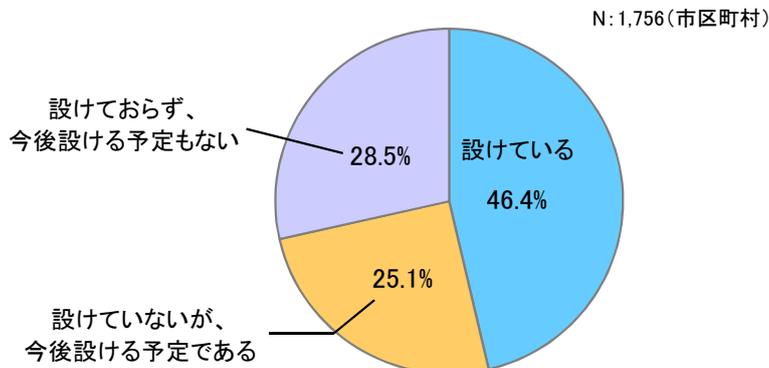


※令和元年9月1日現在。

※複数回答可。

※1,756市区町村のうち、教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」(圏内における共同設置等市区町村単独の開催でないもの及び教育委員会以外の関係機関(行政)主催のものを含む。)を設けていると回答した994市区町村の回答。

② 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度について周知する機会の提供状況

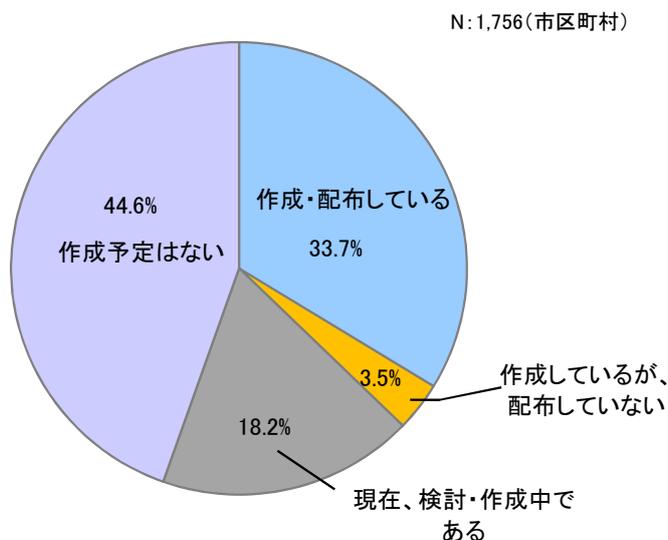


※令和元年9月1日現在。

※小・中学校や特別支援学校の校長会、教職員の研修会等の主項目でなくとも、福祉部局や障害児通所支援事業所等が障害のある子供に係る福祉制度や関連事業について説明する時間を設けているものを含む。

③ 障害のある子供に関する就学先決定を含む教育支援及び放課後等デイサービスなどの福祉制度に関する情報や相談窓口が分かる保護者向けハンドブックの作成状況

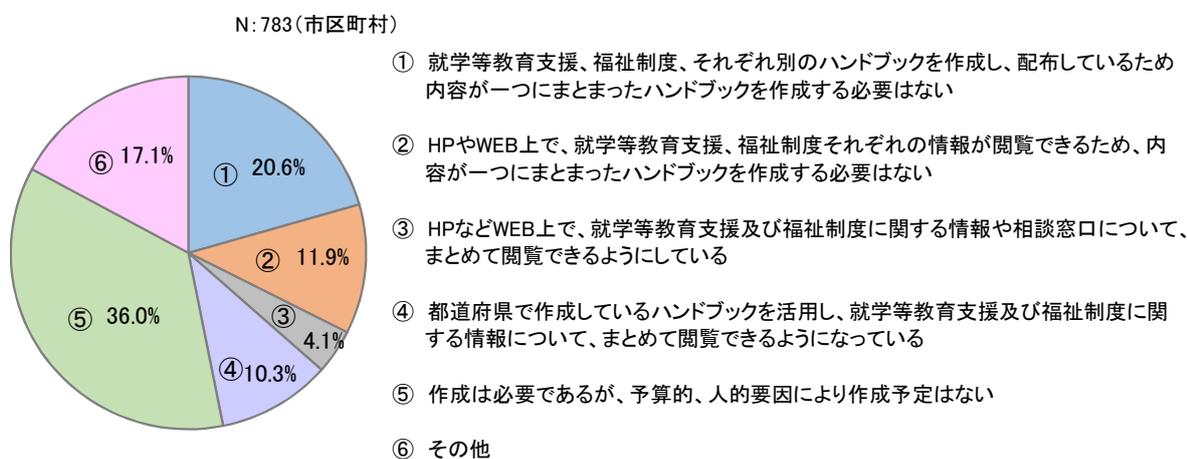
ア 作成状況



※令和元年9月1日現在

※本調査では、就学などの教育支援に関する内容と放課後等デイサービスなどの福祉制度に関する内容が一つにまとまっている保護者向けハンドブックを調査対象とした。

イ 保護者向けハンドブックの作成予定がない理由の内訳



※令和元年9月1日現在

※1,756市区町村のうち、保護者向けハンドブックの作成予定はないと回答した783市区町村の回答。

※①及び②は、教育支援、福祉制度の各情報について、個別にまとめられており、それぞれで情報を探す必要がある状況のもの。

※③は、教育支援、福祉制度の内容がまとめて記載されている、あるいは、リンクがあるなど容易に双方の情報を入手できる状況のもの。

※④は、市区町村の情報も含めたハンドブックを都道府県が作成している場合。